

「始良市人と動物との調和のとれた共生に関する条例(案)」について、
提出された意見と回答

項目	意見	意見に対する回答
2条 基本理念	(4) 子どもの情操教育「ならびにアニマルセラピー」に資するものであるという認識に変えるべき。	ご指摘頂きましたように、動物との関わりは子どもの情操教育ばかりでなく、広範にわたっていることから、「人の癒しなど市民福祉の向上に資する」という内容を加えます。
4条 市民の責務	愛護動物を殺したり、傷つけるのは、犯罪である。この事実を広く啓発し、市民には犯罪を見かけたら警察に通報する事を義務化すべき。	条例の周知活動に際しても、動物の遺棄・虐待は犯罪であることを周知していくべきものと考えます。理念条例のため、通報義務化ではなく、法を正しく啓発します。
3～5条 市・市民・飼い主の責務	「飼い主になろうとする者の責務」として1条追加してほしい。 動物を飼うことに対する心構えと覚悟の重要性は、動物を飼った後より、むしろ飼う前の段階が大切であるため。	市民の責務の1つに含まれるものと考えておりましたが、ご近所トラブルの水際対策の意味もあることから、ご指摘の通り条文追加いたします。
5条 飼い主の責務	動物も人間も命の重さは同じ。餌をやるのがいけないのではなく、責任ある飼い主ができない人間が悪い。飼い主にモラルと責任を課す方が大事。	条例制定の目的にも重なってくるご意見です。条例案はまず第一に飼い主の責任の明確化とその浸透を促すものです。
6条 飼い主の遵守事項	次の号を追加してほしい。	
	(1) ・動物の種類、発育状況等に応じ、適正にえさ及び水を与えること。	ご提案の内容については、検討当初は条文に入れていましたが、飼い主に当然のこととして一旦削除しておりました。今回、市民説明会でも同様なご指摘もあったことから、動物の命を守ることにについて内容を追加します。
	(1) ・人と動物とに共通する感染症及び動物相互間の感染症について正しい知識を習得し、必要に応じてワクチンを接種する等の予防措置に努めること。	
	(9) ・マイクロチップの装着を推奨または義務づける。	動物愛護法の中においても、すべての動物にマイクロチップ装着を義務づけているものではないことから、条例においても義務化を求めることはできないと考えます。
	・動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第44条を厳守すること。	上位法は厳守すべきものと考えています。虐待や不適切な飼養にならないよう、広報活動にも注力していくべきものと考えます。
(7) 逸走したときは、捕獲後、後追いつてふんをしていないかの確認・処理をするなど、飼うことへの自覚・誠意を持たせる必要がある。	飼い主の責任において、迷惑行為がなかったかの確認は必要なことと考えます。今回の条例では基本的な指針を示しておりますので、条文で定めることなく、広報する際にお願いを添えるようにして参ります。	

項目	意見	意見に対する回答
8条 猫の飼い主の 遵守事項	(2) 「やむを得ず屋外で飼養する場合は」ではなく、屋内飼養を義務化すべき。 菜園内でふん尿をされて大変嫌な気分になる。 猫のふん尿による不衛生・環境汚染、人への感染症の危険性、車の屋根に上り、車を傷つける。	環境省の「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に準拠して、努力義務としておりますが、「やむを得ず屋外で飼養する場合は」という表現は曖昧であることから、条文から削除いたします。
	市の責務として、飼い主の意識改革を促すべき。また、屋外散歩はリード又はハーネスでコントロール可能な状態で行うよう努める。	本条例案は飼い主の責任を改めて明確化するものであり、今後においてその浸透がみられない場合や地域問題が深刻化した場合には厳しい条件を付すことも検討します。
	最近のペットブームで安易に飼われ、無責任な方もおられる。現代の社会環境を考慮し、犬のように猫に関してももう少し厳しい条件も必要ではないか。	
	罰則規定を設けるべき。	動物愛護法の基本理念や正しい知識が浸透しない現状で、罰則をもつことまでは想定しておりません。
9条 飼い主のいない猫との関わり	案文のとおり施行しても遵守されるかは大いに疑問である。 管内の保健所で対応が可能である。占有者が屋内飼養する場合を除き、動物愛護センターに依頼すべきである。	対応が可能とのご指摘ですが、残念ながら保健所や動物愛護センターの対応で、飼い主のいない猫によるトラブルは解決できておりません。これを本市の中で少しでも解決するために、条例を検討して参りました。国・県の定めや対応に委ねるだけでなく、さらに補完・重層化するものです。
	餌やりを全面禁止するのではなく、食べ残し・ふん尿の清掃・ご近所の方の理解・人間の食べ物(おかずなど)を与えないことをセットで義務化すべき。 餌やりの全面禁止は、地域猫活動への誤解が強まる。	不衛生にしたり、猫の繁殖につながるような不適切な餌やりはできません。地域猫活動については、今後、定義付け・ルールが必要になってくると考えております。
10条 災害時の動物の保護	避難所でのペットの扱いについて、細かなルールを作してほしい。	避難所での飼養ルールについては、この2月に避難所運営マニュアルに加筆されています。なお、同行・同伴避難所についても、今回策定されております。
	アレルギー、鳴き声の問題があるので、同伴専用の避難所の設置や同伴避難の訓練をしてほしい。	

項目	意見	意見に対する回答
動物愛護教育・啓発	動物達との共生社会を目ざして愛護団体様への支援や殺処分ゼロの始良市を目指して行って欲しい。最近、動物の虐殺事件などもあり大変いたたまれない事態もある。地域猫の支援など市全体で小さい命を守る、そしてそれを受け継いでいく教育を徹底して欲しい。	条例案検討の中でも教育の重要性は強く認識してきたところです。県動物愛護センターも近いことから連携をとり、学校教育現場に限らず、学びの場を設けることも今後検討して参ります。
	この条例はとてもよいと思う。動物愛護の早くからの教育や動物の命への尊厳の周知が大切と思う。人と動物の調和のとれた共生社会が達成されるべきと思う。	教育、啓発活動の重要性を踏まえ、動物愛護精神の浸透を図って参ります。
	回覧板や広報紙で動物愛護の情報や正しい飼い方などを掲載したり、ポスターや看板を掲示する。街宣車でも周知して欲しい。	周知・啓発活動の重要性は認識しております。今後も前向きに検討して参ります。
野良猫・ 飼い猫のご近所トラブル・ 多頭飼育崩壊	原因はそもそも人間の都合が原因である。人の都合により猫が捨てられ野良猫になり、人の勝手に飼い猫を屋外に出しご近所トラブルになり、無責任に不妊手術をしないで猫が子を産み、飼えないから子猫が捨てられている。人が改めない限り、負の連鎖は止まらない。	ご指摘のとおり、そもそもの原因は人にあると考えます。そのため、飼い主の責任と、広く市民にも正しい知識を習得してもらうために、条例化を進めています。
	不妊手術の義務化や不妊手術の助成金制度の導入が必要。	不妊去勢手術につきましては、法に則り努力義務としております。助成につきましては、条例制定後に検討していく課題になろうかと考えております。
周辺環境・ 地域住民との理解	多数の猫の飼養施設を設置することは周辺住民の生活環境への配慮を欠いた身勝手に自分勝手な行為である。飼養施設の施錠を完璧にし、悪臭や施設外への逃走、脱出、また許容範囲を超える鳴き声など周辺住民への迷惑を駆けぬよう求める。地域住民との理解と協力のうえに「人と動物との調和のとれた共生社会」が生まれる。	これまで適正な飼養に関する根拠となる条例がなかったことから、行政は指導・助言ができないこともありましたが、今は法に則った条例という観点からこの条例の範囲内で不適切な飼養に対応できるものと考えています。
地域猫	地域猫ボランティアへ「始良市公認」などと書かれた腕章などがあると地域の皆様に理解して頂ける。 地域猫活動についてのチラシが配布されると、活動を理解してもらえやすい。 地域猫活動場所に監視カメラを設置して欲しい。	地域猫活動については、まず概念規定が必要と考えます。条例制定後の課題と認識しております。

項目	意見	意見に対する回答
動物の交通事故	<p>野良猫・飼い猫の交通事故も沢山ある。動物の飛び出し事故防止対策や事故が多発している場所への標識、看板設置を求める。</p> <p>また、道路上の動物の保護や移動、救護措置の義務化をすべき。</p>	<p>動物愛護法で定めている内容であり、本条例で定めなくとも法に則って所管で対応すべきものと考えます。</p>
生体販売禁止など	<p>動物の生体販売の禁止及びブリーダーの免許制度、立ち入り調査の義務化を求める。</p> <p>保護動物の販売を推奨してほしい。</p>	<p>本条例案は、飼い主と市民、市の責任を明確化するもので、ビジネス関係者につきましては、動物愛護法並びに県条例で対応する領域だと認識しております。</p>
その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道を広くしより安全に散歩できる道幅にする。 ・夏でも暑さを多少はしのげる歩道にする。 ・ミストをふらす。 ・ドッグランを増やす。 ・他県でも取り組まれているように、高齢者施設で犬を飼う。 ・散歩に連れていけない方のために犬の散歩を代行する仕事を奨励する。 ・河原を整備し触れ合える場にする。カモなどを飼う。 ・始良市は有機農業を推奨しているのでやぎを飼って子どもたちと触れ合わせる。 ・野鳥観察会を最寄りで頻繁に催す。 ・空地を活用して、自宅で飼えない方も自由に動物と触れ合えるようなイベントができるのではないかな。 ・イベントの中で年に何回かしつけ教室を行うのもいい。 ・帖佐駅前広場や駅前からイオンまでの通りを工夫して、人も動物も安全でわくわくするような街道にしてほしい。 	<p>貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p>